

ふるさと納税事業にかかる指定取消に伴うお知らせ

“令和4年5月1日 指定取消に伴うお知らせ”

この度、洲本市は、総務省から“ふるさと納税対象団体”としての指定取消処分を受けることになりました。

本年2月の新聞報道から今まで、洲本市の正当性を説明してきたところですが、このような事態を招いてしまいましたこと、寄附者の皆様、返礼品取扱事業者等関係者の皆様並びに市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

具体的な処分内容としましては、本市の返礼品の一部の調達費と事務費の支払いにおいて、不明瞭な事務処理があったことにより、返礼割合3割以下基準違反となったところで、令和4年5月1日から2年間、ふるさと納税制度に基づく寄附者の皆様からの御寄附を受け付けることができなくなりました。

本市はこれまで、ふるさと納税制度によりいただいた御寄附を財源として、さまざまな事業を展開してまいりましたが、今回の処分により、しばらくの間、御寄附をいただくことができなくなります。が、これまでいただいた寄附金により造成しています基金等を活用し、引き続き、寄附者の皆様の思いを市政に反映していけるよう事業展開してまいります。

それから、まだ返礼品が届いていない皆様には、必ず、返礼品がお手元に届くよう返礼品事業者と協力し準備を進めておりますので、今しばらくお待ちいただけますようお願い申し上げます。

また、一部ふるさと納税サイトのポイント制度を利用している皆様への返礼品についても、引き続き対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ふるさと納税の返金については、既にご承知おきのことと存じますが、原則対応しないこと

としております。

最後になりますが、この度のことで、寄附者の皆様に混乱とご心配をおかけしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

今後は、指摘を受けた事務処理の不明確さを是正するとともに、皆様の信頼を取り戻すことができるように全力で取り組んでまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

令和4年4月26日

洲本市長
上崎勝規

参考 指定取消処分に関するQ&A

Q1：寄附をしているが、返礼品がまだ届いていない。返礼品は届くのか？

A1：既に申し込んでいただいているものは、送る準備を進めております。

Q2：指定取消により、税控除が受けられなくなるのか？

A2：既に寄附されている分については、税控除の対象となります。

Q3：寄附をしたが、キャンセルしたい。返金してくれるのか？

A3：原則対応いたしません。

【洲本市ふるさと納税窓口（令和4年5月31日まで開設）】

TEL：0120-363-063 E-mail：furusato_call@city.sumoto.lg.jp

電話受付時間：令和4年4月29日～平日及び土日祝日の9時～17時

※ 携帯電話からお問い合わせの場合は、ドメイン指定受信の設定をご確認くださいようお願い申し上げます。

※ メールでのお問い合わせから数日経過しても返信が確認できない場合は、迷惑メールフォルダ等をご確認ください。

※ お電話がつながりにくい場合もございますので、その場合、大変お手数ではございますが、メールにてお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。